

## 繊維学会誌の著作権の帰属について（公告）

（社）繊維学会会長 川口春馬

繊維学会は昭和18年12月10日に繊維素協会（大正13年4月設立）と繊維工業学会（昭和10年2月設立）が合併して設立されました（社団法人になったのは昭和39年8月27日）。前者は「繊維素工業」（昭和3年が第4巻）、後者は「繊維工業学会誌」（創刊は昭和10年第1巻）を発刊してきました。その後、これらの雑誌は「繊維学会誌」として統一され、昭和19年に第1巻1月号が創刊されました。

このたび、科学技術振興機構の電子アーカイブ対象誌選定委員会によって、日本の知的財産の保存を目的として繊維学会誌が電子アーカイブ化（J-STAGE登載）を実施すべき対象誌に選定されました。これに伴いまして、（社）繊維学会は繊維学会誌を創刊号にさかのぼって電子化することになりました。

昭和19年に創刊された繊維学会誌ですが、電子化するにあたっては著者より著作権（複製権、公衆送信権を含む）の委譲を受けていることを明確にする必要があります。昭和43年1月1日以降の論文につきましては、著作権が（社）繊維学会に譲渡される旨の規定があります。しかし、昭和42年12月31日以前に発行されたものは、この明示がなされていませんでした。そこで、当該著作物の著作権者の方々に以下1～3項目についてご了承を得たいと考えております。

1. （社）繊維学会は、学術目的のため、該当する論文の全部または一部を複製する権利、および公衆送信する権利を有する。
2. （社）繊維学会は、学術目的のため、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有する。

著作権の委譲を本会が受けましても、著者自身の利用を妨げるものではないことは現状と変わりません。該当する期間の掲載論文の著者、または相続権を持つご遺族の方の中で、この処置にご不審をお持ちになる方がいらっしゃる場合は、2008年12月末日までに下記にお申し出ください。この公告は本会のホームページの他、毎月発行の繊維学会誌でも行なう予定です。また、期限後にあってもお申し出があれば詳しくご説明する所存です。なお、お申し出のない場合はご了承を頂けたものとし、電子ジャーナルとして公開する作業を進めさせて頂きたいと思いますので、ご理解の程をお願い致します。

連絡先：

（社）繊維学会事務局  
〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-9-208  
電話：03-3441-5627 e-mail：office@fiber.or.jp